

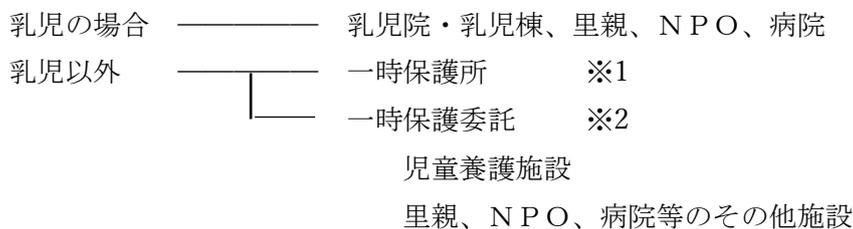
3 一時保護改革に向けた取組

一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

平成30年7月に厚生労働省より示された一時保護ガイドラインで一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることが求められている。本市においても、現状を踏まえ、子どもの最善の利益を守る立場から、一時保護のあり方について見直しを行う必要がある。

1 一時保護の受け入れ先

<受け入れ先>



※1 一時保護所へ入所する児童

・緊急保護が必要な児童

- (例) 「児童の命と最低限の生活保障」を行う必要があると判断するもの
 虐待通告により職権保護で保護した児童
 家出を繰り返し犯罪にまきこまれる可能性のある非行児童
 「虐待してしまいそう」という切羽詰まった相談
 深夜放置されている幼児を保護

・行動観察が必要な児童

- (例) 児童の特性の問題や適切な関わり方、集団の適応性、日々の生活から観察をし、心理判定等が必要な児童
 投薬や医療機関の受診等の的確な診断が必要な児童
 児童養護施設等で不適応を起こした児童

※2 一時保護委託する児童

- ・保護者の病気による保護等、単純養護が必要な児童
- ・通学が自身で可能な高校生
- ・一時保護所でのアセスメントを受けた児童で、児童の処遇の方向性や適性に合わせて一時保護委託が適切である児童

2 一時保護所の必要定員数、児童養護施設等における一時保護委託数の確保

<国の方向性>

一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等について確保すること。

(1) 一時保護所の必要定員数

① 入所児童数の推移（年間平均）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1日あたり	14.1人	15.6人	16.6人	17.1人	22.5人
1人あたり	23.2日	20.6日	22.8日	24.5日	27.3日

② 課題

- 平成 30 年度において、虐待相談件数の増加に伴い、緊急保護（安全確保）が増え定員数を超過した入所状況となっており、令和元年度において、定員を 20 名から 24 名に増員したが、今後も入所の増加が見込まれる。
- 不適切な養育によってダメージを受けた児童の入所が多く、さまざまな問題行動や身体的・精神的症状を呈するため、個別に処遇を行う必要がある。

③ 今後の対応

- 更なる定員数の増加について検討を行う。
- 一時保護所に入所中の、子どもに安心感を回復させ、適切に大人を頼り、自宅や学校・施設等への生活適応を高められるようにケアを重ねていく。

(2) 児童養護施設等における一時保護委託の確保数

① 一時保護委託件数の現状

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
児童養護施設	14	29	43	44	50
乳児院	15	16	13	17	9
里親	6	3	3	0	14

上表は委託解除の際に在籍していた施設等を示す

② 課題

- 児童養護施設において、委託件数が伸びており、今後も受け皿の確保が必要。また、各施設において定員内での入所枠があるものの、ユニット単位で養育を行っているため、子どもの年齢や性別によって委託できない場合があり、更なる受け入れの枠の拡大が必要。
- 乳児の一時保護委託の受け入れ先については、乳児院への入所調整が困難である。

③ 今後の対応

- 安定的な一時保護の受け入れ体制を整備するため、施設に一時保護専用施設等を設置することにより、個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護の実施をめざす。措置により入所している児童と一時保護された児童が混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する。
- 里親全体のリクルートを進める中で、特に乳幼児の受け入れをイメージした広報等を行うことにより、一時保護委託が可能な里親を確保していく。開放的環境である里親宅への一時保護は、安全確保や子どものアセスメントが可能である場合、子どもの権利を最優先に考えれば望ましい環境である。

3 一時保護の環境及び体制整備

<国の方向性>

一時保護の環境及び体制整備については、「一時保護ガイドライン※」にあるように、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要があること。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要であること。

※「一時保護ガイドライン」抜粋

一時保護を行う場は、代替養育の場という性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあつて、個別性が尊重されるべきものである。そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるように、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。

(1) 現状

- 一時保護所のハード面（居室定員、設備、職員配置等）の現状は、児童養護施設の設備運営基準を満たしている。ソフト面においても、“子どもにとっての居心地の良さ”を重視した生活支援・治療的ケアの実践は、対外的にも高い評価を得ている。
- 充実した個別対応を可能にするため、1階に個別対応用居室を整備している。また、学習指導員を配置している。
- 児童養護施設等における一時保護委託については、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう努めている。

(2) 課題

- 一時保護所の入所（在籍）状況は、長期化及び定員超過の傾向があり、現状の職員体制の支援・ケアの質を確保する必要がある。
- 児童福祉施設への措置入所ができずに、やむを得ず一時保護所での入所が長期化するケースがある。

(3) 今後の対応

- 一時保護所の専門性向上に向けた人材育成及び養育環境の整備を検討していく。
- 安定的な一時保護の受け入れ体制を整備するため、施設に一時保護専用施設等の設置をめざす。

4 一時保護された子どもの権利擁護

<国の方向性>

一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。

(1) 現状

- 一時保護に際して、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、一時保護中の面会や通信の制限などについて児童福祉司が子どもや保護者に連絡説明している。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても、その理由とともに、子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明している。意見箱の設置や子ども間の暴力等の被害の相談方法を記載したポスターを掲示し、意見が表明できるように取り組んでいる。
- 保護者へ一時保護を決定した際には、決定通知と不服申し立ての手続きについて説明を行っている。

(2) 課題

- 一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護所において、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うこと。

(3) 今後の対応

- 一時保護ガイドラインにある第三者評価の趣旨を踏まえて、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして機能する第三者評価制度の整備を検討する。
- 一時保護所を退所する子どもを対象にアンケートの実施し、更なる処遇等の改善に努める。